

付 録

1. 策定体制

●策定検討会（庁内組織）

稲沢市都市計画マスタープラン、稲沢市緑のマスタープランの策定に伴い、原案の検討を行う。

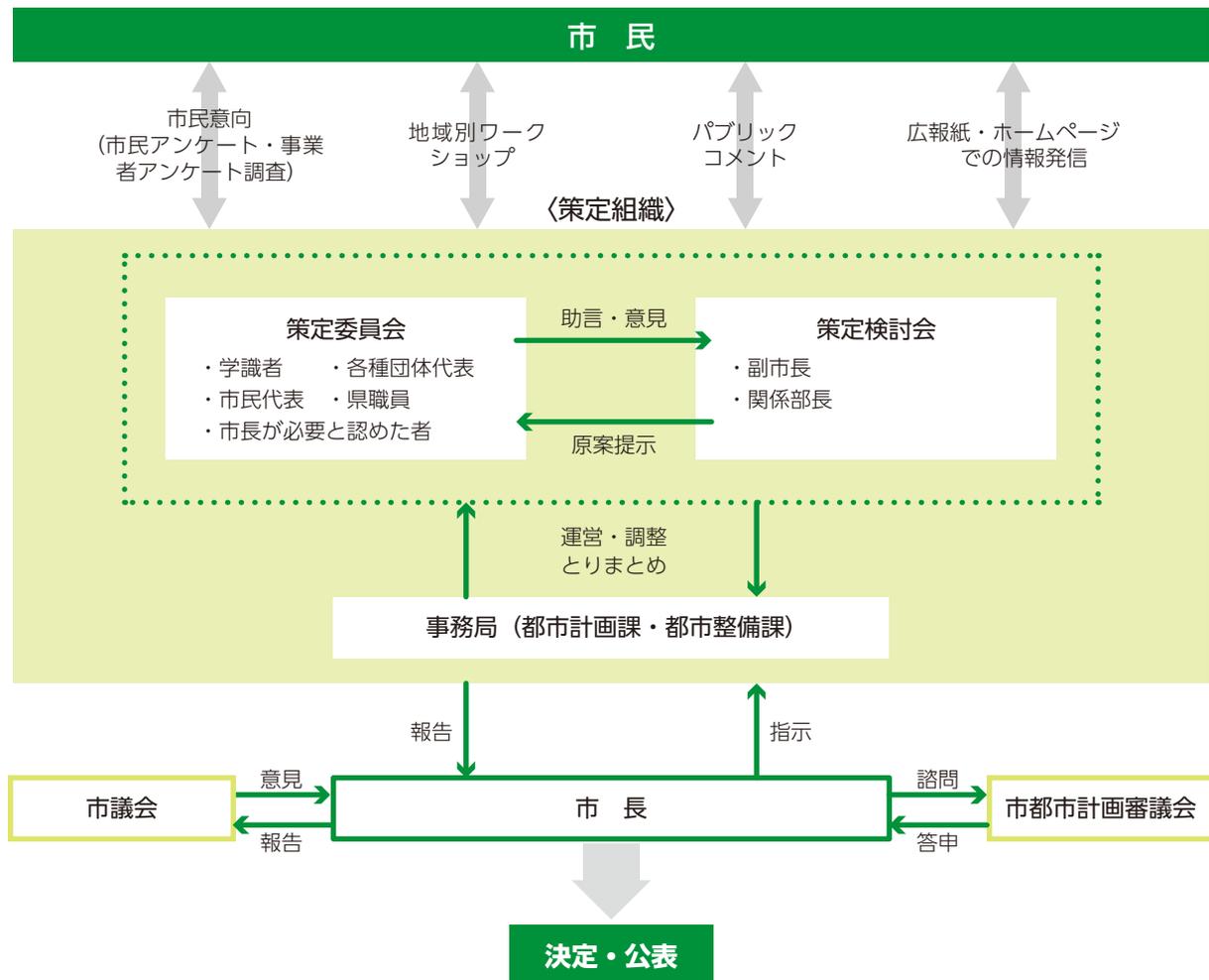
●策定委員会（庁外組織）

稲沢市都市計画マスタープランの策定、稲沢市緑のマスタープランの策定に関し、様々な視点から検討を行い、策定検討会に指導助言を行う。

●事務局（都市計画課・都市整備課）

策定検討会、策定委員会に対し、必要な資料及び情報提供を行うとともに、策定検討会、策定委員会の運営を行う。

■本計画の策定体制



■稲沢市都市と緑のマスタープラン策定委員会 設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、稲沢市都市と緑のマスタープラン策定委員会の設置、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2に規定する市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下「都市計画マスタープラン」という。）及び都市緑地法（昭和48年法律第72号）第4条に規定する市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（以下「緑のマスタープラン」という。）を策定するため、稲沢市都市と緑のマスタープラン策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第3条 委員会は、都市計画マスタープラン及び緑のマスタープランの策定に関し、稲沢市都市と緑のマスタープラン策定検討会に対して様々な視点から指導助言を行う。

(組織)

第4条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市の区域内の公共的団体等の推薦を得た代表者
- (3) 市民
- (4) 県の職員
- (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、都市計画マスタープラン及び緑のマスタープランの策定が完了した日までとする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、学識経験を有する委員のうちから、互選によって定める。
- 3 副委員長は、委員長が指名する。
- 4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、建設部都市計画課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

この要綱は、平成19年11月1日から施行する。

■稲沢市都市と緑のマスタープラン策定委員会 委員名簿

◎委員長 ○副委員長
(敬称略・順不同)

区 分	所 属	役 職	氏 名
学識経験を有する者	岐阜大学	名誉教授	◎竹内 伝史
	日本福祉大学 国際福祉開発学部	教 授	○千頭 聡
	大同大学 工学部	教 授	嶋田 喜昭
市の区域内の公共的団体等の推薦を得た代表者	稲沢商工会議所	副会頭	小島 洋一
	祖父江町商工会	副会長	日比野昭光
	平和町商工会	会 長	松岡 重夫
	愛知西農業協同組合	代表理事専務	森 茂樹
	稲沢市社会福祉協議会	会 長	渡邊 菱
	稲沢市まちづくり連絡協議会	会 計 会 長	住田 正幸* (近藤 治夫)
	稲沢市老人クラブ連合会	会 長	柿沼 晋
	稲沢市子ども会連絡協議会	会 長	窪崎 香
	稲沢市連合婦人会	会 長	内藤ひろ子
市 民	公 募		林 幹郎
	公 募		佐藤 正光
	公 募		富田 圭子*
県の職員	愛知県都市整備局都市基盤部 都市計画課	課 長	片山 貴視 (八田 陽一)
	愛知県都市整備局都市基盤部 公園緑地課	課 長	小嶋 幸則 (桜井 種生)
	愛知県一宮建設事務所	企画調整監	小野口勝久 (水野 悦司)
その他市長が必要と認める者	名古屋鉄道株式会社 鉄道事業本部 計画部	計画課 課長 // 事業推進課 課長	成瀬 友晃 (豊田 信昭) (三好 学)
	愛知県立稲沢高等学校	教 諭	平井 直人

() の委員名については、前任者を表す。役職については、委嘱日時点での役職名。

※住田正幸委員については、令和元年8月まで。

※富田圭子委員については、平成30年7月まで。

■稲沢市都市と緑のマスタープラン策定検討会 設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、稲沢市都市と緑のマスタープラン策定検討会の設置、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2に規定する市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下「都市計画マスタープラン」という。）及び都市緑地法（昭和48年法律第72号）第4条に規定する市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（以下「緑のマスタープラン」という。）を策定するため、稲沢市都市と緑のマスタープラン策定検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第3条 検討会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 都市計画マスタープランの策定に伴う原案の検討に関すること。
- (2) 緑のマスタープランの策定に伴う原案の検討に関すること。
- (3) その他都市計画マスタープラン及び緑のマスタープランに関すること。

(組織)

第4条 検討会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

(任期)

第5条 委員の任期は、都市計画マスタープラン及び緑のマスタープランの策定が完了した日までとする。

(会長及び副会長)

第6条 検討会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は副市長をもって、副会長は建設部長をもって充てる。
- 3 会長は、検討会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 検討会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 検討会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 検討会の庶務は、建設部都市計画課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、会長が検討会に諮って定める。

付 則

この要綱は、平成19年11月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

副市長
市長公室長
総務部長
市民福祉部長
子ども健康部長
経済環境部長
建設部長
上下水道部長
教育委員会教育部長

■稲沢市都市と緑のマスタープラン策定検討会 委員名簿

◎委員長 ○副委員長

役 職	氏 名
◎副市長	眞野 宏男
市長公室長	篠田 智徳
総務部長	清水 澄
市民福祉部長 (福祉保健部長*)	桜木三喜夫
子ども健康部長	平野 裕人
経済環境部長	岩間 福幸
○建設部長	鈴森 泰和 (高木 信治)
上下水道部長	森本 嘉晃 (菱田 浩正)
教育委員会教育部長	遠藤 秀樹

() の委員名については、前任者を表す。

※平成30年度より「福祉保健部」を「市民福祉部」と「子ども健康部」とに分割・再編。

2. 用語集

A～Z

【NPO】

「Non-Profit Organization」または「Not-for-Profit Organization」の略称で、営利を目的としない民間の組織や団体の総称。公共サービスの提供や市民の社会参画の場の提供など、まちづくりの中心的な役割を担うことが期待されている。

【PFI】

「Private Finance Initiative」の略称で、公共施設などの建設、維持管理、運営などを民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法のこと。

【SNS】

「Social Networking Service」の略。登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービスのこと。近年は、個人だけでなく会社や組織の広報としての利用も増加している。

あ行

【あいち森と緑づくり事業】

「あいち森と緑づくり税」と県民・企業などからの寄付金を基にした「あいち森と緑づくり基金」を活用することにより、森林、里山林、都市の緑を整備保全する愛知県の事業。

【アダプト制度】

自治体と市民がお互いの役割分担について協議、合意を交わし、この合意に基づいて継続的に美化活動を進める制度。

【アダプトプログラム】

市民と行政が協働で進める清掃活動をベースとした、まち美化プログラムのこと。

【一時避難場所】

災害が発生した場合、広域避難場所や指定された避難所に集団で避難するために、地域住民などが一時的に集まる場所。

か行

【街区公園】

主として街区内に居住する者が容易に利用できることを目的とする都市公園。児童の利用の他、高齢者をはじめとする街区内の居住者を視野に入れ、コミュニティ形成の役割も担う。

【かまどベンチ】

通常はベンチとして使用し、災害時には座板を外すことにより、炊き出し用かまどとして利用可能なベンチのこと。

【既存ストック】

これまでに整備された道路、公園、下水道といった都市基盤施設や公共建築物などのこと。

【近隣公園】

敷地面積2haを標準とし、主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園。近隣住民の日常的な屋外レクリエーション活動に応じた施設を中心に設計し、休養スペースを十分確保する施設配置を行う。

【区域区分】

無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るために、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に区分する制度。

【広域緑地計画】

都道府県が策定主体となり、一つの市町村を超える広域的な見地から、緑に対する考え方、骨格となる緑地、目標などを示し、市町村が策定する「緑の基本計画」の指針となるもの。

【公共公益施設】

本書では市役所をはじめとする公共施設に加えて病院、保育所などの公共性・公益性が高い施設。

【公共施設緑地】

都市公園以外の公有地、または公的な管理がされており、公園緑地に準じる機能を持つ施設のこと。

【高水敷】

複断面の形をした河川で、常に水が流れる低水路より一段高い部分の敷地のこと。

【高度利用】

階数の高い建物による効率的な土地利用。質の高い土地利用。

【こも巻き】

わらで編んだ「こも」を松の幹に巻き付け、越冬のため枝から地中に下りてくるマツカレハの幼虫を誘い込んで駆除する害虫駆除法。

【コンパクトシティ】

人口減少・高齢化が進む中、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業といった生活機能を確認したコンパクトなまちづくりのこと。

さ行

【サップヨガ】

サーフボードよりも大きく浮力の高いスタンドアップパドルボードの上で、水の上に浮かんで行うヨガのこと。サップ (SUP) とは、スタンドアップパドルボード (Stand Up Paddle board) の略称。

【サリオパーク祖父江】

木曽川沿いの祖父江地区に立地する3つの公園 (国営木曽三川公園「ワイルドネイチャープラザ」、県営木曽川祖父江緑地、市営祖父江ワイルドネイチャー緑地) の総合名称。

【市街化区域】

既に市街地を形成している区域及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。

【市街化調整区域】

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域。市街化調整区域内では、原則として農林漁業用の建物や、一定規模以上の計画的開発などを除き、開発行為は許可されない。

【シクロクロス】

オフロード (未舗装の悪路) で行われる自転車競技の一つ。一斉にスタートを切り、1周2.5~3.5km程度の舗装・未舗装が入り混じるコースを周回してゴール着順を競う。

【シティプロモーション】

地域が持つ資源・魅力を内外へ効果的に訴求して、地域を売り込む活動のこと。

【ストック効果】

整備された産業や生活の基盤となる公共施設が機能することで、整備直後から継続的かつ中長期にわたって得られる効果のこと。

【スプロール】

市街地が無計画に拡大し、虫食い状態の無秩序な市街地が形成されること。

【生産緑地地区】

平成3年に施行された生産緑地法の規定に基づき、市街化区域内の農地などで農林漁業と調和した良好な都市環境の形成に役立ち、農林漁業の継続が可能な条件を備えている区域を都市計画により定めたもの。

【生物多様性】

いろいろな生物が存在していることで、あらゆる生物種（動物、植物、微生物）と、それによって成り立っている生態系、さらに生物が過去から未来へと伝える遺伝子を合わせた概念。

た行

【地区計画】

それぞれの地区の特性にふさわしい態様を備えた良好な環境の街区の整備及び保全を図るために、必要な事項を定める制度。地区が目指す将来像を示したり、生活道路の配置や建築物の建て方のルールなどを定める。

【低未利用地】

適正な利用が図られるべき土地であるにもかかわらず、長期間にわたり利用されていない「未利用地」と、周辺地域の利用状況に比べて利用の程度が低い「低利用地」の総称。

【特別緑地保全地区】

都市における良好な自然的環境となる緑地において、建築行為など一定の行為の制限などにより、現状凍結的に保全する制度。これにより豊かな緑を将来に継承することが可能となる。

【都市計画基礎調査】

都市計画法第6条に基づく都市計画に関する基礎調査のこと。概ね5年ごとに、都市計画区域における人口規模、市街地の面積、土地利用などについて都道府県が調査する。

【都市計画区域】

都市計画を策定する場というべきもので、都市計画法その他の法令の規制を受けるべき土地であり、自然的・社会的条件などを勘案して一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要がある区域について県が指定する。

【都市計画区域マスタープラン（都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）】

県が都市計画区域を対象として、一市町村を越える広域的な見地から区域区分を始めとする都市計画の基本的な方針を定めたもの。

【都市計画道路】

都市の骨格を形成し、都市において最も基幹的な都市施設として、都市計画法に基づいて都市計画決定された道路。なお、本書では都市計画道路を「(都)」と表示する。

【都市公園】

都市部にある公園。特に都市公園法によって設置される公園をいう。

【都市公園法】

地方公共団体が都市公園を設置し、管理するための基準などを定め、都市公園の健全な発達を図り、公共の福祉の増進に寄与することを目的とした法律。(1956(昭和31)年4月20日公布)

【都市緑地】

主として、都市の自然的環境の保全ならびに改善、都市景観の向上のために設けられる緑地。

【都市緑地法】

都市における緑地を保全するとともに緑化や都市公園の整備を推進することにより、良好な都市景観の形成を図ることを目的として1973(昭和48)年に制定され、都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する制度などを定めた法律。(1973(昭和48)年9月1日公布、2004(平成16)年6月に「都市緑地保全法」から名称改正)

【土地区画整理事業】

土地区画整理法に基づき、都市計画区域内の土地について、道路、公園、河川などの公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え宅地の利用増進を図る事業。

な行

【農業振興地域農用地区域】

農業の振興を図ることが必要であると認められる地域において農業振興地域の整備に関する法律に基づき、長期間にわたり農業上の利用を確保すべきとして市町村が農業振興地域整備計画で用途を定めて設定する区域(いわゆる青地地域)。

【農地転用】

農地を宅地などほかの用途に転換すること。農地法では、転用または転用を目的とした権利の設定・移転に対して規制を設けており、都道府県知事(4haを越える場合は農林水産大臣)の許可が必要である。

は行

【ヒートアイランド現象】

都市の気温が周囲よりも高くなる現象のこと。都市化の進展に伴って、ヒートアイランド現象は顕著になりつつあり、熱中症などの健康への被害や生態系の変化が懸念されている。

【ビオトープ】

特定の生物群集が生息できるような良好な環境の空間。または、自然の生態系に接することができる場所として整備された空間。

【保存樹・保存樹林】

稲沢市緑の保全及び緑化の推進に関する条例に基づき、良好な自然環境を保全するために市が必要と認め、指定した樹木を保存樹、樹木の集団を保存樹林という。

ま行

【まち・ひと・しごと創生法】

人口減少や東京圏への人口集中を食い止め、地方を活性化するための基本理念などを定める法律。

この法律に基づき、市の特性や強み、地域資源を生かした魅力的なまちづくりを行うための具体的な施策をまとめた「稲沢市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定している。

【民間施設緑地】

民有地で公園緑地に準じる機能を持つ施設で、公開性や永続性を有する社寺境内地などが該当する。

【面的整備】

道路や下水道施設などの基盤施設の整備に加えて、建築物の建設や公園の整備などを目的に一体でまちを整備すること。

や行

【遊水機能】

河川や水路から溢れる水や雨水などを一時的に貯留する機能のこと。

【誘致圏域】

利用者が公共施設などを利用しやすい圏域のこと。都市公園においては、街区公園・近隣公園・地区公園の誘致圏域の標準がそれぞれ半径250m・500m・1kmとされている。

【ユニバーサルデザイン】

障害の有無や年齢、性別などに関わらず、多くの人々が利用しやすいように製品やサービス、環境をデザインする考え方のこと。

【用途地域】

都市計画法及び建築基準法に定められ、主として市街化区域内において住居、商業、工業など市街地の大枠としての土地利用を定めるもの。第一種低層住居専用地域をはじめ13種類の用途地域がある。

用途地域制度が目的としているのは、適切な土地利用計画に基づく建築物の規制、誘導であり、用途混在や建築物の過密化を防止することにより、適正かつ合理的な土地利用を実現していく。

ら行

【立地適正化計画】

市町村が都市全体の観点から作成する居住機能や福祉・医療・商業といった都市機能の立地、公共交通の充実などに関する包括的なマスタープラン。

【緑地管理機構】

民間団体や市民による自発的な緑地の保全、緑化の一層の推進などを図るため、制度化されたもの。都市緑地法第68条の規定により、緑地整備・管理に対し一定の能力を有するものとして、公益法人の指定を受けられる。

【緑地協定】

都市緑地法に基づき、良好な住環境をつくるため、関係者全員の合意により区域を設定し、緑地の保全または緑化に関する協定を締結するもの。

【歴史公園】

文化遺産・史跡の保護維持と歴史継承を目的として設置される公園。

稲沢市緑のマスタープラン (第3次)

令和2年3月発行

発行 稲沢市

編集 稲沢市建設部都市整備課

〒492-8269 愛知県稲沢市稲府町1番地

電話 0587-32-1111 (代表)

ホームページ <http://www.city.inazawa.aichi.jp/>